

も く じ

ごあいさつ	中国地区会会長 正保 正恵	1
第39回日本家庭科教育学会中国地区会「役員会」(総会)報告		2
研究発表要旨		5
研究室だより	島根大学 鎌野 育代	15
学校現場から	山口大学教育学部附属山口中学校 河原 咲子	16
日本家庭科教育学会本部だより	中国地区会代表者 正保 正恵	17
2020年度「研究発表会および講演会のご案内」	山口大学 森永 八江	19
事務局だより	広島大学 梶山 曜子	20

ごあいさつ

中国地区会会長 正保 正恵 (福山市立大学)

日本家庭科教育学会中国地区会の皆様、当会の運営には、日ごろより様々な方面からご協力いただき、ありがとうございます。昨今は、世界中が新型コロナウイルスに振り回されていますが、早期の終息を願うばかりです。そして、こんな時こそ、家庭科にできることがあるはずだとひとり考えあぐねております。

さて、私は、これまでは日本家政学会での活動の方が多く、「家政教育部会」の部会長をさせていただきながら学会主催の「家庭生活アドバイザー」の立ち上げ・運営に携わってきました。「家庭生活アドバイザー」は、学校教育での家庭科教育の内容を中心に、家族についての様々な課題を「予防・協働・教育」の観点から、若い親たちや中高年の方々に的確なプログラムを提供していくために、講座を受けていただき、試験や面接などの末、学会から資格を認定していくというものです。すでに3期生までが講座を修了し、5月の認定式を終えると全国に60名ほどの「家庭生活アドバイザー」がそれぞれの得意分野を生かしながら活動をしていくこととなります。2020年も9月に2日間の集中講座が用意されていますので、ご関心がある方は、(一社)日本家政学会のHPをご覧ください。全国の多くの家庭科の先生方が授業に活かすため、あるいは定年後の活動を見ずえ取り組んでおられます。

さて、小学校では新学習指導要領の全面実施が始まります。中学校でも来年、高等学校2年後に迫っています。各学校ではすでに移行期間ということで、カリキュラムの変更や教材の整理など、学年ごとに順次移行に当たられていることと存じます。「主体的で対話的で深い学び」は取り組んでみると結構奥が深いですね。一緒に教材のための知恵を分かち合っていきたいものです。

そういった意味も含め、今年は、中国地区の多くの先生方に取り組んでいただきました共同研究が、出版という形で全国の関係者の皆様にお届けできる準備を進めています。取り組みを進めて執筆して下さった先生方に心より感謝いたします。前回の共同研究において、学習指導要領改訂の方向性の3つの柱の一つ「どのように学ぶか」の具体化として、アクティブラーニングの視点から皆様にご執筆いただきましたが、この度は「何ができるようになるか」を前面に出した共同研究となりました。「何ができるようになるか」の具体的記述としては、「社会と連携・協働しながら」「社会に開かれた教育課程」という記述があります。タイトルは、『家庭や地域と連携・協働する家庭科授業(仮)』で、21世紀型スキルと新しい指導要領の「生活の営みに関する見方・考え方」等を踏まえていただいています。

そしてこの著書は、会員の皆様には無料でお届けする予定ですが、7月4日～5日に北海道教育大学旭川校で開かれる日本家庭科教育学会第63回全国大会での販売をめざしています。ラベンダー咲き誇る北海道で新たな学びや研究にまつわるお話を分かち合いたいです。皆様是非お出かけください。

さらに、この会報に載せていますが、当中国地区会総会並びに研究発表会・講演会は、8月22日(土)に山口大学教育学部で行われます。ここでも、皆様とお会いできるのを楽しみにしています。

第 39 回日本家庭科教育学会中国地区会「役員会」(総会) 報告

令和元年度の日本家庭科教育学会中国地区会の研究発表および講演会は、令和元年8月17日(土)に、島根大学において開催された。

総会次第

1 開会の辞	佐藤 園	(2) 協議事項	
2 会長挨拶	西 敦子	① 役員の欠員補充について	西 敦子
3 会場校挨拶	佐藤 園	② 令和元年度事業計画	森永 八江
4 議長選出	伊藤 圭子	③ 令和元年度会計予算	森永 八江
5 議事		④ 共同研究について	正保 正恵
(1) 報告事項		⑤ その他	西 敦子
① 平成 30 年度庶務報告	森永 八江	6 次期会場校(島根大学)挨拶	鎌野 育代
② 平成 30 年度会計報告	森永 八江	7 閉会の辞	佐藤 園
③ 平成 30 年度会計監査報告	鎌野 育代・佐藤 園		

[報告事項]

1. 平成 30 年度庶務報告

① 地区会現況報告(令和元年7月31日現在)

鳥取県 7 名 広島県 41 名 岡山県 10 名 島根県 31 名 山口県 11 名
計 100 名 (平成 30 年 8 月 108 名)

② 平成 30 年度事業報告(平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月)

平成 30 年 8 月 役員会・総会ならびに中国地区会第 38 回研究発表会・講演会開催(岡山大学)
平成 30 年 3 月 共同研究(12 冊目)のテーマ募集
平成 30 年 3 月 会報 39 号発行

2. 平成 30 年度 会計報告

* 一般会計(自:平成 30 年 4 月 1 日～至:平成 31 年 3 月 31 日)

<収入の部>

(単位 円)

費目	予算額	決算額	摘要
前年度繰越金	215,635	215,635	
地区会費	108,000	120,000	1,000×120人分
本部からの交付金	54,360	54,300	
教大協からの補助金	35,000	35,000	
雑収入	2	1	預金利息
合計	412,997	424,936	

<支出の部>

(単位 円)

費目	予算額	決算額	摘要
総会費	100,000	100,000	
通信費	20,000	15,045	会報 39 号
事務用品費	5,000	1,209	
会議費	10,000	4,320	
印刷費	30,000	0	
雑費	1,000	0	
共同研究費(特別会計)	50,000	50,000	
予備費	196,997	0	
合計	412,997	170,574	

<次年度繰越金> 254,362 円

***特別会計（自：平成29年4月1日～至：平成30年3月31日）**

＜収入の部＞

(単位：円)

事項	予算額	決算額	備考
前年度繰越金	656,063	656,063	
一般会計から繰入	50,000	50,000	
利子	6	3	
計	706,069	706,066	

＜支出の部＞

(単位：円)

事項	予算額	決算額	備考
通信費	10,000	0	
雑費	1,000	0	
予備費	695,069	0	
計	706,069	0	

＜次年度繰越金＞ 706,066 円

3. 平成30年度 会計監査報告

平成30年度の会計について、領収書、帳簿を照合して監査した結果、適正に処理されておりましたので、報告いたします。

令和元年8月 17日

会計監査： 鎌野 育代

会計監査： 佐藤 園

[協議事項]

1. 役員改選および新体制について

- (1) 令和元年・2年度の役員選出結果
- ・ 島根県 鎌野育代 (島根大学)
 - ・ 岡山県 河田哲典 (岡山大学)
 - ・ 広島県 正保正恵 (福山市立大学)
 - ・ 山口県 森永八江 (山口大学)

(2) 役割分担

役職	所属	氏名
地区会長	福山市立大学	正保正恵 ※
地区副会長	岡山大学	河田哲典 ※
	—	—
会計監査	島根大学	鎌野育代
	山口大学	森永八江
庶務会計	広島大学	梶山曜子・中村誉子

※は地区代表者

(3) 役員の欠員補充に関すること

2. 令和元年度事業計画（案）

令和元年 5月 共同研究申し込み締切

令和元年 6月 日本家庭科教育学会中国地区会第39回研究発表会ならびに総会案内送付（島根大学）

令和元年 8月 役員会開催（島根大学）

令和元年 8月 日本家庭科教育学会中国地区会第39回研究発表会ならびに総会（島根大学）

令和元年 12月 共同研究原稿提出締切

令和2年 3月 会報40号発行

3. 令和元年度会計 予算（案）

* 一般会計（自：平成31年4月1日～至：令和2年3月31日）

<収入の部>

（単位 円）

費目	30年度決算額	予算	摘要
前年度繰越金	215,635	254,362	
地区会費	120,000	100,000	1,000円×100人分
本部からの交付金	54,300	52,830	
教大協からの補助金	35,000	35,000	
雑収入	1	1	
合計	424,936	442,193	

<支出の部>

（単位 円）

費目	30年度決算額	予算額	摘要
総会費	100,000	100,000	
通信費	15,045	20,000	
事務用品費	1,209	5,000	
会議費	4,320	10,000	
印刷費	0	30,000	会報40号
雑費	0	1,000	
共同研究費（特別会計）	50,000	50,000	
予備費	0	226,193	
計	170,574	442,193	

* 特別会計（自：平成31年4月1日～至：令和2年3月31日）

<収入の部>

（単位：円）

事項	30年度決算額	予算額	備考
前年度繰越金	656,063	656,063	
一般会計から繰入	50,000	50,000	
利子	3	3	
計	706,066	706,066	

<支出の部>

（単位：円）

事項	30年度決算額	予算額	備考
共同研究出版費（買上げ）	0	420,000	¥2,100×200冊
通信費	0	10,000	
雑費	0	1,000	振込手数料
予備費	0	257,066	
計	0	706,066	

日本家庭科教育学会中国地区会

第39回 研究発表会・講演会・総会

日時：令和元年8月17日(土)

場所：島根大学教育学部 多目的ホール (517)

松江市西川津町1060

TEL 0852-32-6354

日 程

(11:15~12:45	役員会)
12:30~	受付
13:00~13:30	総会
13:40~14:40	研究発表
14:40~15:00	休憩
15:00~16:30	講演会
16:30	閉会
(16:30~17:00)	共同研究打ち合わせ会

研究発表（13:40～14:40）

1. 多面的な見方・考え方ができる消費者を目指して

～エシカル消費で世界を変えよう～

島根大学教育学部	○鎌野育代
島根大学教育学部附属義務教育学校後期課程	青木佳美
島根大学教育学部附属義務教育学校前期課程	竹吉昭人
島根大学教育学部	平井早苗
島根大学教育学部（元）	多々納道子

2. 地域の祭礼装束を題材とした家庭科衣生活分野の教材化について

広島女学院大学	○榎崎久美子
---------	--------

3. 「ケアリングを育む中学校家庭科授業の開発」

広島大学附属三原中学校	○藤井志保
広島大学大学院教育学研究科	伊藤圭子

4. 教育学部の初等科家庭履修者によるレポート「野菜の切り方」に関する研究

山口大学教育学部	○森永八江
----------	-------

講演会（15:00～16:30）

演題

家庭科における消費者教育の展開 -18歳成年への移行とキャッシュレス化をふまえて-

講師 鈴木 真由子先生 （大阪教育大学教育学部教授）

発表番号 1

多面的な見方・考え方ができる消費者を目指して～エシカル消費で世界を変えよう～

島根大学教育学部

○鎌野育代

島根大学教育学部

平井早苗

島根大学教育学部附属義務教育学校後期課程

青木佳美

島根大学教育学部(元)

多々納道子

島根大学教育学部附属義務教育学校前期課程

竹吉昭人

I はじめに

現在、わが国の消費者教育のめざすところは、「自立した消費者」を育成するとともに「消費者市民社会」を実現することにある。この「消費者市民社会」の形成者とは、消費者一人ひとりが、自らの行動が他者や社会、環境に及ぼす影響を自覚して、公正で持続可能な開発に寄与できるような力を身に付けることである。つまり、多面的な視点をもって消費生活を行おうとする消費者の育成を目指すことである。消費者教育はいま、国連による SDG s (持続可能な開発目標) という国際的な潮流のなかで、「消費者市民社会」をキーワードにさまざまな期待を担っている。今回、SDG s 12 の「つくる責任、つかう責任：持続可能な消費と生産パターンを確保する」に焦点をあて、消費者市民社会の構築に向けた消費者教育の充実をめざした教材開発を行ない、その授業効果を明らかにすることにした。具体的には、エシカル消費について理解し、エシカル消費の視点から商品の選択と購入ができるようになることを可視化するため、エシカルポイントを設定した教材を工夫した。また、生涯学習の視点から小学校と中学校との連携のもとに、消費者教育の授業実践を行った。

II 研究の方法

(1) 対象・・・島根県松江市内の小学校 5・6 年生と松江市内の中学校 3 年生

(2) 実施時期・・・平成 30 年 1 月～2 月

(3) 方法・・・児童・生徒にとって身近な弁当選びを取り上げ、エシカル消費の視点を学ぶ前後に選んだ弁当のエシカルポイントを比較・検討することによって、消費行動の違いにより社会や環境にどのような影響があるのかを理解させた。この授業の前後にアンケート調査を実施するとともに、授業後のワークプリントを分析の対象とした。

III 指導計画

小学生は、弁当選びを通してこれまでの消費生活を振り返り、買ったりするためのポイントをまとめる。一方中学生はまず自由から揚げ弁当を選択し、エシカルポイントを計算する。ここで使用するエシカルポイントとは「環境」「人や社会」「地域」といった 3 つの視点から配点を作成したものである。続いて中学生はエシカル消費として「地産地消」「フェアトレード」「フードマイレージ」「容器包装」「フードロス」「被災地への支援」「障害のある人への支援」「寄付つき製品の購入」について調べ学習を行い、小学生にエシカル消費についてのプレゼンをおこなうための資料を作成した。最後に小・中合同授業で中学生が小学生にエシカル消費についてプレゼンをし、それを受けて小学生が再度弁当選びを通し、小学生が 1 回目に選んだ弁当のエシカルポイントと金額を比較検討するといった内容であった。

IV 結果と考察

・小学生が 2 回目に選んだ弁当のエシカルポイントと弁当の合計金額は、「環境」学習前 58 ポイント→102 ポイント、「人や社会」学習前 44 ポイント→93 ポイント、「地域」学習前 69 ポイント→120 ポイント、「合計金額」学習前 14,870 円→17,370 円という結果となり、小学生は中学生のエシカル消費についてのプレゼンを聞くことで、商品の選択についての意識が変化することが窺えた。

・小・中学生の学習前後のアンケートからは食品の購入するときに重視していることについての質問に対して「環境」小学生 21%→42%、中学生 8%→49%「地元の食品」小学生 17%→46%、中学生 20%→65%「フェアトレード」小学生 0%→31%、中学生 3%→63%「被災地で作られた食品」小学生 2%→24%、中学生 1%→51%というように、エシカルな消費に価値を高めることが明らかとなった。

・小・中学生に「エシカル消費」について説明できるかといった質問に対し小学生は 0%から 54%、中学生は 0.7%から 82%と小学生は約半数、中学生は約 8 割がエシカル消費について理解したということがわかった。また、実際に小学生も中学生もエシカル消費について学んだ後に選んだ弁当のエシカルポイントは、上昇していたことからエシカルな消費を身に付けるために可視化した今回の教材の工夫は有効であったと考えられる。

地域の祭礼装束を題材とした家庭科衣生活分野の教材化について

広島女学院大学人間生活学部生活デザイン学科

檜崎 久美子

1. はじめに

本研究では、中学校の新学習指導要領における、B 衣食住の生活の(4)「衣生活の選択と手入れ」のA(ア)衣服と社会生活との関わりについての内容を助ける教材を提案することを目的としている。新学習指導要領では、日常着の基本的な情報の他に、社会生活を営む上での機能を中心に理解することを求められている。この際、学習指導要領解説では和服に触れるよう指示があり、すでに現行の教科書でも着装や構成について記載されている。しかし、現在の衣生活では和服にはほとんど馴染みがなく、扱いが困難だと予測される。そこで、地域の祭礼装束を教材化すれば、実物に触れる機会があり、かつ、地域との協働や持続可能な社会の構築のきっかけを作ることでもあるのではないかと思い検討した。

2. 本研究で取り上げた地域の祭礼及びその装束について

本研究では広島県山県郡安芸太田町で行われている「殿賀田楽 花田植え」を教材化の対象として取り上げ、現在資料収集を行なっている。例えば、早乙女の装束の素材、構成、色、柄を記録し、教材化するための基本資料とした。早乙女の装束は、流水に源氏車文様を全体に配しており、藍の注染で綿100%の生地を手縫いで仕立てた浴衣に、赤と黄のリバーシブル化繊帯を用い、洋風のエプロン、紅のたすきを使用している(図1)。頭部装飾には花傘があり、花傘の下には赤と青の豆絞りの手ぬぐいで姉さんかぶりをし、汗拭き用の手ぬぐいを耳から顎にかけてつけている。なお、この装束は約30年前に殿賀田楽保存会によって整えられたものである。



図1 早乙女装束

3. 教材化の検討

中学校の全4時間の授業として設定をし、授業案を検討した。1・2時間目には祭礼の様子と実際の装束を示し、観察することで浴衣の作りや着方、たたみ方、動作の様子などを知り、和服の構成を理解させる。また、祭礼に関わる地域の方の講話を聞かせることで、田楽の成り立ちや米づくりとの関わり、文化継承の思いを知らせる。3・4時間目には着装体験や田楽の振りを実際にすることにより、洋服との違いや、着心地、気持ちの変化を考えさせ、表現させる。また、祭礼や装束の継承を土台に、衣服の社会的機能や生活文化の過去、現在、今後について問題点や課題を考えさせる。このように地域の祭礼装束は単なる和服の理解だけにとどまらず、社会的機能を持っているからこそ、食文化や、家族・地域との関わりなど他の単元と関連させることもでき、ESDの視点を取り入れた複合的な教材として可能性を持っていると考えられる。

4. おわりに

本研究で取り上げた祭礼と装束を用いて2019年3月に小学校「総合的な学習の時間」で他の地域の田楽行事の装束との比較を行い、教材として活用したことを含め、今後も小・中・高で地域の祭礼装束を教材として活用するための提案を行っていきたい。

ケアリングを育む中学校家庭科の授業開発

広島大学附属三原中学校 藤井志保
広島大学大学院教育学研究科 伊藤圭子

《目的》

近年、子どもたちの人間関係の希薄化、他者を受け容れる気持ちや思いやりに関して問題視されている。そのため、人と人との関係性を築き、他者を思いやることのできるケアリングが求められている。本稿ではケアリングを「自分をかけがえのない存在としてケアし、他者を尊重し、他者からの働きかけに応答し、互いに認め合う者同士の結びつき」とし、実際のケアを媒介とする関係性を育む教育をケアリング教育と捉える。家庭科は、学びの題材が生活の中にあり、自身の生活に編みなおすことができ、実際の生活と関連付け「ケアし、ケアされる」双方向の応答的な場面の設定が可能な教科である。

そこで、本研究は中学生と高齢者のかかわりを取り入れた「地域の高齢の方との交流会」の授業モデルを構想し、実践し、それをケアする人とケアされる人の双方向から分析することによって、ケアリングモデルの有効性を検討することを目的とする。

《方法》

1. 授業実践：題材名「地域の高齢の方との交流会」（M中学校1学年77名対象）を2018年2月に実施した。
2. 質問紙調査：調査時期は2018年8月～9月であり、調査対象者は交流会に参加した中学校1年生（うち有効回答73名）と交流会に参加した地域の高齢者22名であった。調査内容は交流会への満足状況とその理由、交流会の改善点などであり、その回答の分析は、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ（M-GTA）によった。

《結果》

1. ケアリング授業モデルとして、ノディングズが提唱する「モデリング、対話、実践、確証の4つのステップ」を適用して、題材名「地域の高齢の方との交流会」においてケアリング授業モデルを試案した。
2. M-GTAによる分析結果、子どもの自由記述回答でのヴァリエーションは118個であり、地域の高齢者による回答のヴァリエーションは77個であった。
3. 交流会への満足状況は、「とても満足した」「満足した」と回答したのは、子どもは99.0%、地域の高齢者は100%であったが、子どもの満足と地域の高齢者の満足において、理由にずれが生じていた。ずれの一つ目は、子どもは緊張し会話ができなかつたと反省し自己評価が低かつたが、地域の高齢者は子どもが緊張して会話がなくとも、一生懸命な姿を評価していた。二つ目は、地域の高齢者が交流会の事前準備と事後対応を含めて肯定的に捉えて評価していたが、子どもは当日の交流会に焦点をあてて評価していた。
4. 今後の課題として、ケアリングモデルにおいて教師の果たす役割の検討が挙げられる。子どものケアリングの生成を支援するためには、「モデリング→対話→実践→確証」のうち「確証」が重要であり、このステップを実施することにより、授業場面においては子どもが気付くことができなかった相手のケアを理解し、双方向の関係が深まることに繋がると考えられる。

発表番号 4

教育学部の初等科家庭履修者によるレポート「野菜の切り方」に関する研究

○森永八江・山口大学教育学部

1. 目的

山口大学教育学部の初等科家庭を履修する学生は、野菜の切り方に関してどのくらいの知識及び技能が身についているのか、学生が行ったレポートにより調べた。

2. 方法

初等科家庭を受講した 152 人の学生のうち、本研究への参加を許諾した 123 人の学生のレポートを集計した。課題は、「野菜の切り方 9 種類」で、注意事項として、写真入りでレポートを作成する、手書きで作成する、A4 サイズの用紙であること、平成 29 年 5 月 11 日の授業で提出する、必ず一人でするとした。集計は、何切りをしたか、どんな野菜を使用したかなど項目に分けて Excel に入力した。

3. 結果・考察

野菜の切り方として記述があったのは、いちょう切り 115 人（ニンジン 87 人、ダイコン 16 人、キュウリ 6 人、ジャガイモ 2 人、タケノコ 1 人、タマネギ 1 人、ナス 1 人、サツマイモ 1 人）、輪切り 110 人（ニンジン 69 人、キュウリ 23 人、ダイコン 9 人、トマト 3 人、ナス 2 人、ジャガイモ 2 人、サツマイモ 1 人、根深ネギ 1 人）、半月切り 109 人（ニンジン 85 人、キュウリ 10 人、ダイコン 10 人、トマト 2 人、タマネギ 2 人）、短冊切り 109 人（ニンジン 85 人、ダイコン 16 人、キュウリ 3 人、ジャガイモ 2 人、ヤマイモ 1 人、油揚げ 1 人、厚揚げ豆腐 1 人）、薄切り 90 人（ダイコン 4 人、ニンジン 42 人、タマネギ 27 人、キュウリ 12 人、ナス 1 人、うずらの卵 [ゆで卵] 1 人、キウイ 1 人）、くし形切りが 90 人（タマネギ 37 人、トマト 36 人、ニンジン 9 人、ダイコン 3 人、カボチャ 1 人、オレンジ 1 人、レモン 1 人、キウイ 1 人、ゆで卵 1 人）、せん切り 84 人（キャベツ 5 人、ピーマン 2 人、根深ネギ 1 人、タマネギ 1 人、葉ネギ 1 人、ハクサイ 1 人）、さいの目切り 80 人（ニンジン 58 人、ダイコン 9 人、ジャガイモ 5 人、キュウリ 1 人、ナス 1 人、豆腐 6 人）、斜め切り 75 人（キュウリ 29 人、ニンジン 31 人、根深ネギ 5 人、葉ネギ 3 人、ダイコン 2 人、ナス 2 人、ゴボウ 1 人、キウイ 1 人、バナナ 1 人）、乱切り 39 人（ニンジン 23 人、キュウリ 7 人、ゴボウ 2 人、ジャガイモ 2 人、ナス 2 人、ダイコン 1 人、ピーマン 1 人、バナナ 1 人）、みじん切り 36 人（タマネギ 18 人、ニンジン 15 人、ピーマン 1 人、葉ネギ 1 人、ニンニク 1 人）、細切り 26 人（ニンジン 11 人、ピーマン 8 人、キュウリ 3 人、ダイコン 3 人、ジャガイモ 1 人）、拍子木切り 24 人（ニンジン 15 人、ジャガイモ 4 人、ダイコン 3 人、タマネギ 1 人、キュウリ 1 人）、小口切り 13 人（葉ネギ 11 人、根深ネギ 2 人）、色紙切り 6 人（ニンジン 4 人、キュウリ 1 人、ダイコン 1 人）、ささがき 5 人（ニンジン 4 人、ゴボウ 1 人）、ざく切り 5 人（ホウレンソウ 2 人、コマツナ 1 人、タマネギ 1 人、ニラ 1 人）、ぶつ切り 4 人（ニンジン 2 人、コマツナ 1 人、キュウリ 1 人）、シャトー切り 2 人（ニンジン）、蛇腹切り 1 人（キュウリ）、桂剥き 1 人（ダイコン）、飾り切り 1 人（ニンジン）、花形切り 1 人（ニンジン）、面取り 1 人（ニンジン）、そぎ切り 1 人（エリンギ）、四つ切り 1 人（ジャガイモ）、ブロッコリー切り 1 人であった。ブロッコリー切りは実在しない名前なので、「子房に分ける」が正しいと考えられた。

様々な野菜の切り方が既に頭に入っていた人は、容易に 9 種類の切り方を思い浮かべることができたと思われるが、それぞれが正しい切り方であったかは定かでないと考えられた。切り方を知っていたとしても、だいたい何 cm 幅に切る切り方であるのか、この切り方はどんな野菜に用いられるものであるのかなど、正しい知識を信頼性のある参考文献で調べることが、この課題を行う上で大切であったと考えられた。課題を通して、小学生に教える立場から調理実習の際に気をつけなければいけないことや危険因子を見つけることができた人が多かった。また、切り方によって味に影響が出ることに気付けた学生もいた。何よりもまずは基本の正しい切り方を習得しなければならないと考えられた。

<講演パワーポイント>

演題 家庭科における消費者教育の展開 -18歳成年への移行とキャッシュレス化をふまえて-
 講師 鈴木 真由子先生 (大阪教育大学教育学部 教授)

<p>2019.08.17 2019年度 日本家庭科教育学会中国地区会 島根大学 教育学部</p> <h2 style="text-align: center;">家庭科における消費者教育の展開</h2> <p style="text-align: center;">-18歳成年への移行とキャッシュレス化をふまえて-</p> <p style="text-align: right;">大阪教育大学 鈴木 真由子</p>	<h3 style="text-align: center;">消費者教育が重視される背景</h3> <ul style="list-style-type: none"> • 経済のグローバル化 • 高度情報化（インターネット・AI） • 消費者被害の複雑化、多様化、低年齢化 • キャッシュレス化 • 地球規模での環境問題の悪化 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;"> 成年年齢の引き下げ </div>												
<h3>キャッシュレス化の進行</h3> <p>■キャッシュレス：現金を使わずに支払う仕組み ※キャッシュレス決済の定義は不明確</p> <p>■キャッシュレスの種類： ▶国際カード（クレジットカード・デビット・プリペイド） ▶電子マネー（ICカード・ギフトカード等） ▶その他（収納代行、送金サービス等）</p> <p>■現金を介さない「見えない支出」の増加 ▶金銭管理の複雑化</p>	<h3>キャッシュレス決済額と民間消費支出に占める比率</h3> <p>2008 11.9% 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 20.0%</p> <p>●電子マネー ●デビット ●クレジット ●決済比率</p> <p><small>(出典) ・クレジット：(一社)日本クレジット協会調査(注)2012年までは加盟クレジット会社へのアンケート調査結果を基にした推計値、平成25年以降は独立行政法人経済産業研究所が実施している実数値を使用。 ・デビット：日本銀行「最近のデビットカードの動向」(平成25年10月現在) ・電子マネー：日本銀行「電子マネー」(注)2014年12月現在 ・民間消費支出：総務省「国民生活基礎調査」(注)2014年12月現在</small></p>												
<h3 style="text-align: center;">成年年齢18歳への引き下げ</h3> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 現行民法 「年齢20歳をもって、成年とする。」(1896年成立) ・男は18歳、女は16歳にならなければ婚姻できない。 (父母の同意が必要 / 婚姻によって成年とみなす) </div> <div style="text-align: center; color: red; font-size: 2em; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 改正後 「年齢18歳をもって、成年とする。」(2018年成立) ・婚姻は、18歳にならなければすることができない。 ■2022年4月1日 施行 </div>	<p>そもそも、民法の成年年齢とは・・・</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-right: 10px;">未成年者取消権</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">}</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;">保護の対象</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-right: 10px;">「親権」の対象</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">}</div> </div> <p>親権：親が子どもの居所を指定したり、懲戒したり、仕事をするために許可を与えたり、財産を管理したりすること</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; color: white; background-color: green; margin-top: 10px;"> 成年年齢に達すると、こうした保護から外れる！ </div>												
<h3 style="text-align: center;">新民法が施行されると・・・</h3> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">現行規定</th> <th style="text-align: left;">施行後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>様々な契約が一人できる</td> <td>20歳～</td> </tr> <tr> <td>結婚に父母の同意不要</td> <td>20歳～</td> </tr> <tr> <td>養子の養親となることができる</td> <td>20歳～</td> </tr> <tr> <td>喫煙、飲酒ができる</td> <td>20歳～</td> </tr> <tr> <td>競馬、競輪、競艇ができる</td> <td>20歳～</td> </tr> </tbody> </table>	現行規定	施行後	様々な契約が一人できる	20歳～	結婚に父母の同意不要	20歳～	養子の養親となることができる	20歳～	喫煙、飲酒ができる	20歳～	競馬、競輪、競艇ができる	20歳～	<h3 style="text-align: center;">消費生活への影響は？ ⇒ 契約主体者になる！</h3> <p>たとえば・・・</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px;">クレジット契約をする</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px;">銀行預金口座を開設する</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px;">高額なバイクや自動車を買う</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px;">借金をする</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px;">借金の保証人になる</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px;">賃貸借契約をする</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px;">保険に入る</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px;">不動産を買う</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px;">投資をする</div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>未成年者取消が使える人は 20歳未満(未婚者) ⇒ 18歳未満</p> <p>未成年者が法律行為(契約など) = 原則として、法定代理人の同意が必要、 ・法定代理人の同意のない法律行為は、取り消すことができる。(未成年者取消し)</p> <p>民事訴訟に自分で対応できる 20歳～ ⇒ 18歳～</p> <p>未成年者・・・は、法定代理人によらなければ、訴訟行為をすることができない。</p> </div>
現行規定	施行後												
様々な契約が一人できる	20歳～												
結婚に父母の同意不要	20歳～												
養子の養親となることができる	20歳～												
喫煙、飲酒ができる	20歳～												
競馬、競輪、競艇ができる	20歳～												

消費者トラブルの可能性は？

➢現状：狙われる20歳！

➢被害者の加害者化：
新たな“いじめ”問題に発展する可能性も！

現在：高校卒業から20歳までのモラトリアム期間で成年への移
準備が可能 → 高3に成年・未成年が混在！

2019/7/31

suzukima@cc.osaka-kyokai.ac.jp

10

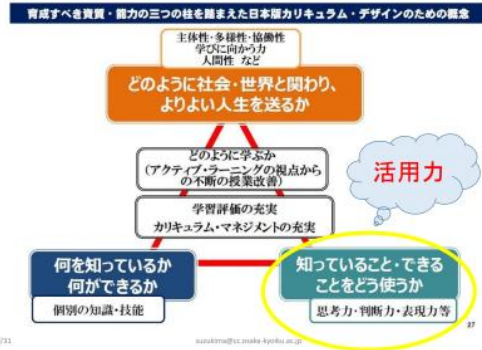


2019/7/31

資料：(独)国民生活センター（2017年11月30日までのPIO-NET登録分）

11

2. 学習指導要領改訂の ポイントを整理する



12

2019/7/31

suzukima@cc.osaka-kyokai.ac.jp

13

学習指導要領の改訂

- ・「知識・技能」を活用した「思考力・判断力・表現力」の修得
- ・問題解決力を重視した【探究型学習】
- ・主体的、対話的で深い学び（≡アクティブ・ラーニング）の充実
- ・「社会に関わった学び」へ

2019/7/31

suzukima@cc.osaka-kyokai.ac.jp

14

主体的・対話的で深い学び

- ・「対話」と「会話」の違いは？
- ・何と、どのように対話するのか？

2019/7/31

suzukima@cc.osaka-kyokai.ac.jp

15

アクティブ・ラーニングとは

- ・課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習
- ・知識・技能の定着や学習意欲の向上に効果的
- ・認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成
- ・問題解決学習、体験学習、調査学習、ディベート、グループ・ディスカッション、グループ・ワーク等も有効

2019/7/31

suzukima@cc.osaka-kyokai.ac.jp

16

アクティブ・ラーニングを進めるために

- アウトプットの工夫：書く&話す <言語活動>
➢ワークシート、コメント用紙、レポート、ディスカッション、ディベート、プレゼンテーション・・・など
- 交流場面の導入 <協働学習>
➢生徒同士（ペア・グループ）、他学年、他校種、教員、専門家、地域の人、保護者・・・など
- リフレクション
➢形成的・総括的評価、振り返りレポート、ポートフォリオ
- 多様な評価
➢小テスト、発表、質問、プレゼンテーション、相互評価

2019/7/31

suzukima@cc.osaka-kyokai.ac.jp

17

改訂のポイント： 改善事項・重要事項として

- ・初等中等教育の一貫した学びの充実
➢スタートカリキュラム（ガイダンス）
➢小中高の系統性
➢学校段階の接続・教科等横断的な学習
- ・主権者教育、消費者教育、防災・安全教育の充実
➢多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み
➢安全・防災や環境に配慮した住生活の工夫
- ・伝統や文化に関する教育の充実
➢和食・和服・和室

2019/7/31

suzukima@cc.osaka-kyokai.ac.jp

18

家庭科の魅力

- ①現代社会の重要な生活課題を、学習題材として直接的に取り上げることが可能
 - ②生活課題を、子ども自身の生活と関わらせて、具体的に学ばせることが可能
 - ③人の誕生から死までを見通し、子どもが自分はどう生きるか現在から未来を展望して考えることが可能
- 五感をとおして・・・やってみる・感じる・考える

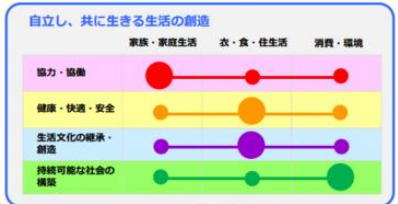
2019/7/31

suzukima@cc.osaka-kyokai.ac.jp

19

家庭科、技術・家庭科（家庭分野）における見方・考え方（たつき台）

○家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活要素について、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点から解決すべき問題を整理し、よりよい生活の実現に向けて考察すること。



小中高 家庭科の内容構成

小学校	中学校	高等学校
A 家族・家庭生活 (1)自分の成長と家族・家庭の発展 (2)家族の生活と家族の役割 (3)家族の発展と人々の生活 (4)家族・家庭生活についての課題と実践	A 家族・家庭生活 (1)自分の成長と家族・家庭の発展 (2)家族の生活と家族の役割 (3)家族の発展と人々の生活 (4)家族・家庭生活についての課題と実践	A 人の生活と家族・家庭及び福祉 (1)生活の生活設計 (2)家族の生活と家族の役割 (3)家族の発展と人々の生活 (4)家族・家庭生活についての課題と実践
B 衣食住の生活 (1)衣食住の役割と中学生的の生活の発展 (2)衣食住の生活と健康・安全 (3)衣食住の生活と文化・芸術 (4)衣食住の生活と環境	B 衣食住の生活 (1)衣食住の役割と中学生的の生活の発展 (2)衣食住の生活と健康・安全 (3)衣食住の生活と文化・芸術 (4)衣食住の生活と環境	B 衣食住の生活の科学的探究 (1)衣食住の役割と中学生的の生活の発展 (2)衣食住の生活と健康・安全 (3)衣食住の生活と文化・芸術 (4)衣食住の生活と環境
C 消費生活・環境 (1)消費生活の役割と中学生的の生活の発展 (2)消費生活の生活と健康・安全 (3)消費生活の生活と文化・芸術 (4)消費生活の生活と環境	C 消費生活・環境 (1)消費生活の役割と中学生的の生活の発展 (2)消費生活の生活と健康・安全 (3)消費生活の生活と文化・芸術 (4)消費生活の生活と環境	C 持続可能な消費生活・環境 (1)消費生活の役割と中学生的の生活の発展 (2)消費生活の生活と健康・安全 (3)消費生活の生活と文化・芸術 (4)消費生活の生活と環境

3. 家庭科における消費者教育の展開を検討する

家庭科での消費者教育

- ・小中高の系統性を重視
- ・18歳成人への移行とキャッシュレス化をふまえて…
- ・新「買物の仕組みや消費者の役割」（小）
※売買契約の基礎
- ・新「**売買契約の仕組み**」
「消費者被害の背景とその対応」
「責任ある消費行動」（中）
- ・**計画的な金銭管理の必要性やクレジットの三者間契約も中学校で扱う**

「消費・環境」小中高のつながり

- ・小：現金、店舗、即時払い、契約の基礎概念
物や金銭の計画的な使い方
- ・中：キャッシュレス、無店舗、多様な支払い、
売買契約、計画的な金銭管理、消費者トラブル
消費者の権利・責任
消費行動と社会・環境との関わり
- ・高：多様な契約、長期的な経済計画、
リスクマネジメント、ライフスタイルの創造、
持続可能な社会の構築 **SDG's**

項目別 小中高の系統性

- ①**金銭管理**について
「物や金銭の大切さ・計画的な使い方」（小）
「計画的な金銭管理の必要性」（中）
「生涯を見通した経済の管理や計画の重要性」（高）
- ②**売買契約・消費者被害**について
「買物の仕組み」（小）（売買契約の基礎）
「売買契約の仕組み・消費者被害の背景・対応・クレジット」（中）
「消費生活の現状と課題・消費行動における意思決定や契約の重要性・消費者保護の仕組み」（高）

③消費者の権利と責任について

「消費者の役割」（小）
「消費者の権利と責任・自立した消費者としての責任ある消費行動」（中）
「消費者の権利と責任の自覚・適切な意思決定に基づく行動・責任ある消費」（高）

④持続可能な社会の構築について

「環境に配慮した生活」（小）
「消費生活が環境や社会に及ぼす影響」（中）
「持続可能な消費/ライフスタイル・社会参画・主体的行動」（高）

持続可能な社会の構築に向けて

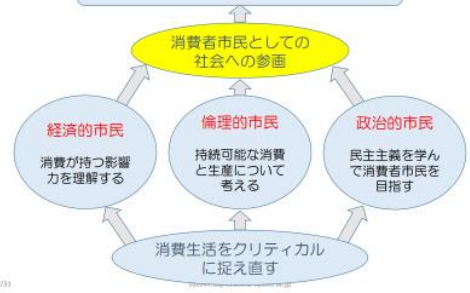


「消費者市民」とは

- ・消費者市民とは、倫理、社会、経済、環境面を考慮して選択を行う個人である。
- ・消費者市民は家族、国家、地球規模で思いやりと責任を持って行動を通じて、公正で持続可能な発展の維持に貢献する。

資料) The Consumer Citizenship Network(2005), "Consumer citizenship education Guidelines, Vol. 1 Higher Education"

ゴール：公正で持続可能な社会の実現



<p>「消費者市民」として身に付けたい力は？</p> <p>➤批判的思考力（クリティカル・シンキング） ✓要するに・・・よく考えよう（熟考） ✓Why? How? For example・・・</p> <p>➤コンシューマー・リーガル・リテラシー ✓消費者関連の法律を読み解き、活用する力 ✓必要に応じて適切なところに相談する力 ✓法的根拠に基づき、主張できる力（正しいクレーム）</p> <p>➤消費者の権利を行使し、責任を遂行する力 ✓消費者の8つの権利と5つの責任 ✓社会的意思決定・社会貢献・市民としての参画 ✓公平・公正な倫理的消費</p> <p>2019/7/31 フッター 30</p>	<p>➤多角的視野を持つ</p> <p>■例：消費者サイド vs. 事業者サイド □衝突する価値のすり合わせ ✓二律背反？ ✓白黒ははっきり？</p> <p>■クリティカル（批判的）に考えるコツ □何かと比較する、リスクや反対意見を想像する □「例えば？」「要するにどうということ？」</p> <p>※抽象と具体、拡散と集約を往還させる</p> <p>2019/7/31 suzaki@cc.osaka-kyoiku.ac.jp 32</p>
<p>クリティカルに考えて</p> <p>↓</p> <p>個人・家族の生命と財産・権利を守り</p> <p>↓</p> <p>持続可能なくらしをマネジメントする</p> <p>2019/7/31 フッター 32</p>	<p>消費者教育で目指したい方向性</p> <p>①現象だけでなく「原理・原則」も扱う</p> <p>➤知識だけではトラブルの回避はできない！ ➤今、起きている現実に対するセンスを磨く</p> <p>②時間的・空間的に想像させる</p> <p>➤長期にわたって継続した場合や、多数の人が関わった場合にどうなるか・・・ ➤自分以外の人（家族、地域社会の人々、世界の人々…）や自然に対する想像力</p> <p>2019/7/31 フッター 33</p>
<p>③生徒の生活感覚にアプローチする</p> <p>➤不可欠な要素は「リアリティー」と「切実感」</p> <p>④多様な連携先と協働する</p> <p>➤専門家からの情報収集 ✓消費生活センター 相談員 消費者団体 ✓弁護士・司法書士等 法律の専門家 ➤保護者・地域資源の活用 ➤「少し先輩」からのアドバイス</p> <p>2019/7/31 フッター 34</p>	<p>実践のフィールドは多様</p> <ul style="list-style-type: none"> •家庭のみが実践の場ではない •「学校の日常」「部活動」「地域社会」 •継続的な実践を評価する仕掛け →カリキュラム・マネジメント •学校間の連携や協働 <p>2019/7/31 suzaki@cc.osaka-kyoiku.ac.jp 35</p>
<p>教材・教具は</p> <ul style="list-style-type: none"> •リアルな生活の中から… •子どもの「事実」から… •社会、経済の動きから… •地域の行政の課題から… •「連携」のパートナーから… •「不便」「不満」「不安」から… •「解決すべき正論」 ⇒「なぜ解決できないか《要因分析》」 <p>2019/7/31 suzaki@cc.osaka-kyoiku.ac.jp 36</p>	



島根大学教育学部は、平成 16 年の改組で教員養成に特化されることとなりました。その時に島根大学教育学部は主専攻と副専攻制をとることとなり、主専攻と副専攻の 2 つの専攻を学ぶことが卒業要件となりました。また、技術科教育専攻と家政教育専攻が 1 専攻となり、名称が人間生活環境教育専攻と変わりました。その後、平成 29 年度の改組により主専攻として人間生活環境教育専攻が廃止となりました。現在は平成 28 年度入学の学生が 4 年生となり、最後の卒業論文の指導にあたっています。また、多くの先生方で支えられていた人間生活環境教育も一人また一人と他大学に移られたり、島根大学に新設された人間科学部に移られたりと現在では 2 名の専任教員と 2 名の特任教諭で家政教育を運営しております。2 名の教員も講座がなくなるということで、現在初等教育開発講座に所属し、昨年度より初等の学生の卒業論文の指導にもあたっています。4 月からは教育の対象の学生は家政教育副専攻となり、現在 3 年生が 2 名、2 年生が 7 名、1 年生が 7 名となっています。また、附属小・中学校にも変化がありました。島根大学教育学部附属小学校、中学校がこの令和元年より義務教育学校となり、名称も代わりました。附属小学校が、島根大学教育学部附属義務教育学校前期課程となり、附属中学校も島根大学教育学部附属義務教育学校後期課程となりました。小中学校の先生方の話では、名称は変わったものの大きな変化はなく、今まで以上に小中学校との連携が強化されるように求められているようです。

現在、初等教育の学生と家政副専攻の学生の授業を担当しています。初等教育として「初等家庭科教育法概説」と「初等家庭科内容構成研究」、また家政副専攻として「中等家庭科教育法概説」「中等家庭科教育法臨床」そして、「家族関係」の指導にあたっています。内容面では、1)大学の授業であってもねらいを明確にした授業にすること 2)講義だけの授業ではなく、グループワーク等を通して体験的に学ぶこと 3)現場に出たときに役立つ授業とすること の 3 つを目標にしています。私自身、30 年近く中学校の教員をしていた関係で、驚いたことは大学生が授業内で発言をしないということでした。中学生も学年が上がるごとに挙手の割合が減ってくる傾向にありましたが、大学生にもなれば、積極的に自分の意見を言うのではないかといった漠然としたイメージをもっておりました。近年、パワーポイントを用いた授業が主流となり、学生の授業の受け方も様変わりしてきているものと考えます。現在、アクティブ・ラーニングといった学習方法を積極的に取り入れるようにいわれておりましたが、発言しない大学生を前に教える立場にある私たちの授業の方法も変えていくこと、学生に教師としての力をつけられるような授業をしているのか、再度私たちが授業の捉えなおしをする必要があるのではないかという話をしています。卒業論文の指導については、現在 3 年生を 4 名、4 年生を 4 名指導しております。学生の取り組んでいる卒業論文のテーマとしては、家庭科教育におけるエシカル消費の授業実践研究や家族とのコミュニケーションと家事労働との関係といったものです。週に 1 回、1 時間ほどの指導を継続しています。

研究面では、今年度日本家庭科教育学会中国地区会が島根大学で行われました。このような大きな大会が自分の大学で行われましたが、地区会の会員が大学内に 5 名いるものの実質は 3 名で運営しなければいけないという条件の中でした。しかし、会員の先生方の強力なお力添えがありなんとか無事に終えることができました。私自身、大会運営という初めての経験でしたが、多くのことを勉強させていただくことができました。二つ目として、附属義務教育学校との連携研究も課題の一つです。昨年度より消費者教育を中心に研究を進めています。今年度は、令和元年度 学校における消費者教育推進のための実践研究事業及び島根県若年者消費者教育研修事業の一環として、公開研究会を実施することができました。

今後も教員養成のための授業と自分自身の研究の充実を目指して日々努力していきたいと考えております。

*** 〈学校現場から〉 ****

地域と連携した乳幼児との触れ合い体験の実践

山口大学教育学部附属山口中学校 河原 咲子

1. はじめに

山口県では、コミュニティ・スクールを核として、学校・家庭・地域が連携・協働し社会総がかりでの教育を実現する「やまぐち型地域連携教育」を推進している。本校も、本年度より学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとしてスタートした。その取組の1つとして、地域の子育て支援チームや幼稚園等と連携して、家庭科の授業や休み時間を利用した体験活動の充実を試みた。

本校生徒は、市内外の多様な地域から通っているため、今までは学校周辺の地域の方々と接する機会が少なかった。特に乳幼児と日常的に関わっている生徒はほとんどおらず、どのように関わればよいかイメージをもてていなかった。実際に乳幼児と触れ合い、子育てをする親や子育てを支える地域の方々との関わりを通して、自身のこれまでの成長を振り返ったり、これから自分たちが子どもを育てたり、地域のためにできることを考えさせることを目的に実践を行った。

2. 今年度の実践から 指導計画（3年）

内容	時間
1 幼いころを振り返ろう	1
2 幼児の体の発達を知ろう	1
3 幼児の心の発達を知ろう	1
4 幼児の生活習慣の習得について考えよう	1
5 乳幼児親子触れ合い体験	2
6 幼児の生活と遊びを知ろう	1
7 幼児との関わり方を考え、工夫しよう（幼稚園訪問事前準備）	2
8 幼稚園訪問	2
9 幼児との関わりを振り返ろう	1
(授業外) 子育てサロン	

(1) 乳幼児親子触れ合い体験

2時間の授業時間で、①保健師、助産師指導による妊婦体験、妊婦さんへの質問②おむつ交換、チャイルドビジョン体験③乳幼児親子との触れ合い体験の3つのブースを設置し、グループごとにローテーションで体験を行わせた。はじめ乳幼児に対してどのように関わればよいか戸惑っている生徒もいたが、乳幼児の母親からアドバイスをもらい笑顔で触れ合うことができていた。また、おむつ交換を練習した後に、実際に乳児のおむつを替えさせてもらった生徒もおり、動く乳児に苦戦しながらも、生き生きと取り組んでいた。



(2) 幼稚園訪問

幼稚園を訪問しての保育実習は毎年実施しており、本年度も2校の幼稚園に受け入れてもらい実施した。生徒たちは、事前に遊びやおもちゃを用意し、約1時間幼児と触れ合い活動を行った。

生徒の感想より

- ・最初は乳幼児親子触れ合い体験の時のようにはふれあえないかと思ったけど、想像以上に幼児が積極的に遊んでくれて楽しかった。
- ・子どもは苦手と思っていたけど、実際に接するととても可愛らしく思えた。
- ・1歳の子と関わったときはほとんどしゃべれなかったのに、年少になるとたくさんしゃべっていて幼児の成長や発達を感じることができた。

(3) 子育てサロン

本校の1教室を開放し、子育てサロンを実施した。子育てサロンには乳幼児の親子が参加し、昼休みの時間には、有志の生徒が乳幼児に絵本や紙芝居を読んだり、一緒におもちゃで遊んだりした。3年生は授業で学習したことを深め、1、2年生は乳幼児に対する関心をもつきっかけとなった。

3. 成果と課題

今年度3回の触れ合い体験活動を行い、生徒は回を重ねるごとに、乳幼児に対する不安感が解消され、子育てに対する楽しさや大変さを感じることができたようだった。また、子育てを支える地域の方々と関わりができたことにより、子育てには多くの人の助けがあることを知ることができた。

今後は、生徒にも子育て親子にも地域の方々にも参加しやすく実りのある体験活動にするため、活動内容を再検討したり、昼休みの時間を使っての子育てサロンをする機会を増やしたりしていきたい。

2019年度 日本家庭科教育学会本部だより

中国地区会会長 正保正恵

日本家庭科教育学会 2019年度 第2回地区会代表者会議議事録

日時：2019年12月8日（日）11：20～12：15

場所：東京学芸大学講義棟S棟4階S407

出席者：鎌田（北海道）、堀江（東北）、仲田・萬羽（関東）、磯崎・尾島（北陸）、横山・星野（東海）、永田・山本（近畿）、正保・河田（中国）、福井（四国）、浅井（九州）

赤塚、鈴木（真）、堀内、綿引、渡瀬、小高、瀬戸、鈴木（明）、井元、阿部、佐藤（裕）、中西、上野、佐藤（ゆ）、岡部、岡、伊藤、中山、望月、貴志、矢野

欠席者：土岐（北海道）、天木（岩手）、小島（高知）、財津（大分）、佐藤（園）、浜島

議長：磯崎（北陸地区）

記録：尾島（北陸地区）

配布資料

- ① 2019年度1回地区会代表者会議議事録（案）
- ② 渉外・広報報告理事会資料
- ③ 地区会報告資料（関東地区）
- ④ 『日本家庭科教育学会関東地区会誌関東地区会40周年記念号』（関東地区会）
- ⑤ 地区会会報（東海地区）
- ⑥ 『生活場面で実践できる力の実態と課題』（東海地区研究プロジェクト）

I. 2019年度1回地区会代表者会議議事録の承認

II 協議事項

1. 各地区の共同研究の進め方など地区会の報告について

各地区から標記の報告がなされた。併せて各地区の2019年度の地区総会・大会等の開催について報告があった。以下には、共同研究の進め方などの報告を記す。

- ・北海道地区は研究助成の補助を行っている。
- ・関東地区は10月25日〆切で研究助成グループの募集を行った。決定したグループには今後例会で成果等の報告を求めることとしている。
- ・北陸地区は北陸家庭科授業研究会を実施し、定期的に開催している。
- ・東海地区は「知識構成型ジグソー法を用いた家庭科の授業実践」の研究プロジェクトが立ち上がり活動している。
- ・中国地区は共同研究を進めているが、他地区会員との共同研究が難しい状況もでているため、会員の資格要件について確認したい（後述「その他」にて）
- ・四国地区は毎年10万円の助成を行い、採択件数に応じて配分している。今年は1件の応募があった。

2. 全国大会開催の輪番について

標記について当面の開催については下記の通りとなっていることが確認された。

2020年度：北海道地区、2021年度：近畿地区、

2022年度：理事会、2023年度：九州地区、2024年度：東北地区

（2007年度第4回理事会承認 2007年度第2回地区会代表者会議報告了承済）

ただし、2024年度開催の東北地区から開催の担当について意見があり、理事会で検討することとなった。各地区からの意見は下記のとおり。

・東北地区：次回（2024年度）全国大会開催に際して人が足りず、物理的にも困難が多い。他地区に関してはいかがか？今後の開催に向けて不安も大きい。

- ・北海道地区：次年度全国大会を開催する。人数も少なく、地理的にも困難ではある（移動も9時間かかる場所もある）が、家庭科教育学会の発展のため力を合わせて頑張っている。
- ・関東地区：学校の数が多い割には会員数が少ない印象もある。
- ・東海地区：地区会の人数が減少傾向にあり、運営は困難になってきている。
- ・北陸地区：現状として地区会の運営・大会の開催はなんとか各県で回している。
- ・近畿地区：全国大会はオール近畿ならできるかと思うが、地区会運営は困難になってきている。
- ・四国地区：地区会はぎりぎりまで運営している。全国大会担当はやむを得ない。なお、他地区とまとめた開催では、範囲も広く、かつ輪番も早くなるのでやりづらいのではないかと。
- ・中国地区：5県あるが鳥取の会員はいない。地区会自体の人数は少ないが熱意を持って取り組んでいる。
- ・九州地区：前回の実行委員会は九州全県から有志10名程度であった。少数精鋭でやるしかないと考えている。

3. 地区会代表者会議の運営について

標記について確認がなされ、了承された。なお、2020年度から2024年度までの運営は下記の通りである。

2020年度：関東地区、2021年度：東海地区

2022年度：北海道地区、2023年度：近畿地区、2024年度九州地区

(2013年度第2回地区会代表者会議覚書より)

4. その他

中国地区より、他地区の方との共同研究が難しい現状を踏まえて、各地区の会員資格要件についての確認があった。それを受けてⅢの報告事項にて地区の状況を確認した。

Ⅲ 報告事項

1. 地区会報告

北海道地区：会員資格要件はこの場では未確認であるが、会員数は20名ほど。

東北地区：この場では未確認であるが、本会に入っていない人も地区会に入っている人もいる。

関東地区：関東地区に在住の者となっている。

北陸地区：居住地に制限はない。

東海地区：特に居住地の制限はないが、現実的に東海4県下の方が会員となっている。

近畿地区：近畿地区在住の者となっている。ただ、実態とあっていない現状もある。

中国地区：中国地区在住の者となっている。

四国地区：居住地に制限はない。

九州地区：九州地区在住の者となっている。

2. 理事会報告

・会長より

第4回は台風により開催できず、メール会議にて開催した（そのため本日の理事会は第4回の確認と第5回の審議を行った）。このような状況も踏まえて、災害時の対策も必要である。

・事業担当：現在は次年度開催の北海道大会への企画を検討中である。

・研究推進担当：本日の例会での報告は、中間報告会ではあるが、今後も引き続き全員で検討を進めていく。また、学会として「SDGsと家庭科」に取り組んでいきたい。

・編集担当：2月発刊の学会誌に向けて編集中である。その中身として「家庭科教育とSDGs」シリーズが新たに始まる。なお、著者所属の記載について理事会で検討中（継続審議）。

・財務担当：例会の学生アルバイトの支払いの取り決めについて、今後は開催地の最低賃金を下回らないこととする。また1円単位は切り上げとする（東京の最低賃金は1013円）。

・渉外・広報担当；資料に基づき、メルマガの発信時期・内容について報告があった。また、地区会の情報発信としても活用いただきたい旨依頼があった。

HPについても資料の通り説明・依頼があった。

第40回 研究発表&講演会

【期日】2020年8月22日(土) (受付12:30~)

■研究発表 13:40~14:40

■講演会 15:00~16:30

塩のふしぎ入門

~動画、実験など五感を通じて塩を知ろう~

公益財団法人 塩事業センター

企画部 専任調査役

講師 谷井 潤郎 氏

「調理における塩の役割」、「食品としての塩の製造」、「塩選びのポイント」など生活に欠かせない塩について、動画や実験を交えながらお話していただきます。様々な塩の実物も見せていただけます。

【会場】山口大学教育学部 11番教室 (C棟1階)

【参加費】無 料

【申込・問合せ先】事前申込み (当日参加も可能です)

①E-mail: yae_mori@yamaguchi-u.ac.jp 件名 [中国地区会申込み]

②TEL: 083-933-5407 (森永八江)

事務局だより

<新入会員>（敬称略）

（島根）中村典子 （山口）西尾幸一郎 河原咲子 （広島）富田道子

<自動退会該当予定会員>（敬称略）

（島根）青木淳子 高橋哲也 立石祥美 中野吟子 原田真弓 森岡千登栄 湯村紗都子
（広島）浦上千歳 中岡和美 平井美幸 増田恭子
（鳥取）北垣球 （山口）古庄 又

以上の方は、8月の総会までに連絡なき場合は、自動退会とさせていただきます。

1. 会報執筆について 〈学校現場より〉 〈研究室だより〉

40号（令和元年度）	山口	鳥取
41号（令和2年度）	鳥取	島根
42号（令和3年度）	島根	岡山
43号（令和4年度）	岡山	広島
44号（令和5年度）	広島	山口

2. 地区会費の納入のお願い

地区会費の納入状況についてのお知らせを同封しています。2020年度の地区会費とともに未納分の地区会費を下記の口座に納入して下さいますよう、お願いいたします。

未納期間が4年を超えますと、自動退会となりますので、ご注意ください。

お知らせの入っていない方は、2020年度まで地区会費が納入済です。

【地区会費】

銀行口座	ゆうちょ銀行	記号	15500
番号	30819531	加入者名	日本家庭科教育学会中国地区会
年会費	1,000円	入金金	不要

他金融機関からですと

店名	五五八（読み ゴゴハチ）	店番	558
預金項目	普通預金	口座番号	3081953

【入会申し込み方法】

下記事務局までお問い合わせ下さい。

3. 事務局連絡先

住所・勤務先の変更などがございましたら、事務局までお知らせ下さい。

〒739-8524 東広島市鏡山 1-1-1 広島大学大学院教育学研究科人間生活教育学講座
人間生活教育方法学研究室 梶山 曜子

TEL：（082）424-6851 E-mail：d191477@hiroshima-u.ac.jp

4. 送付先住所不明会員（敬称略）

董 婉綺

以上の方の連絡先を御存知の会員がおられましたら事務局までお知らせ下さい。

《編集後記》

会報第40号をお届けいたします。会報の発行に当たりまして、年度末のお忙しい中、ご執筆くださいました先生方に深く感謝申し上げます。会員の皆様には会費納入のご協力をお願いいたします。また、氏名や連絡先の変更が生じた場合は、事務局までお知らせくださいますようお願いいたします。

本年度より事務局を担当させていただくことになりました梶山曜子と申します。至らぬところがあるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。8月の中国地区会では、多くの会員の皆様のご参加を心よりお待ちしております。（梶山 曜子）

2020年2月14日

日本家庭科教育学会中国地区会会員 各位

学会事務局

第40回研究発表会並びに総会のご案内

会報に記載されていますように、8月22日(土)山口大学教育学部におきまして標記の会を開催いたします。

つきましては、研究発表を希望される方は、研究発表申込書(切り取り線以下)に必要事項をご記入の上、5月31日までに、メールまたは郵送で下記宛にご送付ください。

送付先

〒753-8513

山口市吉田1677-1

山口大学教育学部 森永八江

(tel 083-933-5407 ; E-mail yae_mori@yamaguchi-u.ac.jp)

***** 切り取り線 *****

発表者・所属 (演者には○印)		
発表題目		
パワーポイント 使用の有無 (○で囲む)	使用する ・ 使用しない Windows7 で作成されたパワーポイントは対応しません	
発表者の連絡先	電話番号	メールアドレス